Q1. 今までの健診と何が変わるのですか?

A 1 健診と合わせ保健指導の実施が義務付けられました。

今まで

対象:40歳以上の全町民

目的:病気の早期発見・

治療

実施主体:町

これから(平成20年4月~)

対象:40歳~74歳までの

国民健康保険加入者

目的:生活習慣病のリスクを発見

し、保健指導を受けるきっ

かけとする。

実施主体:医療保険者

(町国民健康保険)

注) がん検診・後期高齢者(原則75歳以上)は従来どおり、町で受けられ ます。

Q2. 保健指導ってどんなことをするの?

A2 特定健診で「生活習慣病の危険性がある」と結果が出た人 には、予防のために、専門家(保健師・管理栄養士など) のサポートが行われます。一人ひとりの生活に合った改善 策を一緒に考えます。

ぜひ活用して健康づくりにいかしましょう。

※詳しくは、町民課国保年金係 ☎四2111 保健福祉課保健係 四回1603 にお問い合わせください。



月から次のとおり対象者の変更とメタボリックシンドローム(内臓脂肪症 医療制度改革に の予防を目的とした健診に変わりますのでお知らせします。 今までの基本健康診査として実施してきた健診は

高齢者人口の増加に伴い、介護保険を利用する方が増加し ています。まだまだ介護は必要でないけれど、少しずつ気持 ちや体が以前のように動かないという方も多くなっています。 あなたも介護予防検診を受けて、自分らしいからだつくりや 気持ちつくりを考えてみませんか?

- ① 4月上旬に65歳以上の方に「生活すこやか調査票」を送付しますので、よく お読みになって記載をお願いします。
- ② 4月14日~25日(土日除く)、お近くの会場で調査票をもとに「生活すこや か調査」を行ないます。ここで介護予防検診に該当となる方を選定します。 会場は広報4月号でお知らせします。
- ③ 7月1日~3日(神崎ふれあいプラザ)、血液・心電図検査、 医師の診察を含む介護予防検診を実施します。
- ◇お問い合わせ 神崎町地域包括支援センター ☎四1607



